

2 選 第 2 3 6 号

令和 2 年 1 月 21 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 殿

愛知県選挙管理委員会
委員長 加藤

愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について（依頼）

愛知県知事解職請求について、地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 93 条の 2 第 1 項の規定に基づき、請求代表者から一部市町を除く市区町村選挙管理委員会に対し、愛知県知事解職請求者署名簿が仮提出されたところです。

そのような中、市区町村選挙管理委員会に対して署名簿に関する自己情報開示請求を行った県民の方からは、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が寄せられたほか、請求代表者の一部からは不正な署名が多数存在することから署名簿の慎重な取扱いを要望する文書がいくつかの選挙管理委員会に対して提出されているところです。

また、県選挙管理委員会が複数の市区町村選挙管理委員会に聞き取りを行ったところ、適正な署名収集が行われたかどうか疑義がある署名が相当数見られたとの声もあったところです。

直接請求に関する罰則として、署名の偽造に関する罪（署名偽造罪）があります。単なる制度の認識誤りではなく、組織的・意図的に署名が偽造されているようなことが行われているものであるとすれば、直接請求制度の信頼性を揺るがすことにつながりかねないものであります。

そこで、今回の署名活動が適正に行われていたかどうかを確認するため、別記のとおり調査を実施したいと存じます。

調査の結果につきましては、単なる公表に留まらず、直接請求制度が適切に運用されるための検討材料とともに、総務省に対し、現行制度の問題点・課題等を提起することも考えております。

なお、調査の結果によつては、今後様々な展開が想定され、その中には地方自治法上の罰則の適用に向けたものもありますが、その際には改めて対応を協議させていただきます。また、署名簿については、別記 7(2) のとおり、県からの指示があるまで厳重に保管してください。

各市町村選挙管理委員会におかれましては、この趣旨を踏まえ、御協力いただくようお願いします。

担当 選挙管理委員会事務局（天野、有田）

電話 052-954-6069（ダイヤルイン）

1 調査対象

仮提出のあった署名簿の全署名とする。

2 調査内容

仮提出のあった署名簿について、「愛知県知事解職に関する直接請求事務資料」等を参考にして、有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認する。

なお、署名簿に書かれた本人など、第三者への聞き取り調査（実地調査、証人尋問）等は実施しない。

3 調査結果報告様式

署名調査表（別添のエクセルファイル）

※ 調査表の作成に当たっては、別添調査要領を参照のこと。

4 回答期限

直ちに調査に着手していただき、速やかに回答していただきたい。

5 調査結果の取扱いについて

調査結果については、県において公表することを予定しているが、調査の結果によっては、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されます。今後の対応については、現在、警察当局と協議中であることから、調査期間中はもちろんのこと、調査結果の報告後においても、県からの指示があるまでは外部への公表は行わないこと。

6 調査に要する経費

署名の調査に要する経費については、各市町村あて交付することを予定しているが、詳細については別途通知する。

7 その他

- (1) 今回の調査は、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されることから、選挙管理委員会の確認を経た上で回答すること。
- (2) 5に関連して、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになった場合、署名簿は重要な証拠物件となります。今後の対応については、現在、警察当局と協議中のため、県からの指示があるまでは請求代表者からの署名簿の返付には応じず、厳重に保管すること。

調査要領

仮提出のあった署名簿について、「愛知県知事解職に関する直接請求事務資料」(以下「事務資料」という。)9ページから17ページまでを参考に、署名の内容について以下のとおり調査を行うものとする。

今回の調査は、実地調査や証人尋問を行うことなく有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認するものである。

1 調査様式

事務資料では、形式的審査は署名簿審査票（様式第4号）により、実質的審査は署名審査カード（様式第5号）を用いて行うこととしているが、今回の調査は、別添の署名調査表（エクセルファイル）を用いて行う。

2 作業手順

- (1) 署名簿に基づき「署名簿番号」を、署名欄に基づき「署名番号」、「住所」、「生年月日」、「氏名」を、署名簿の委任状に基づき「委任状が添付されている」、「住所」、「生年月日」、「氏名」、「委任年月日」を署名調査表に入力
- (2) (1)の内容について、選挙人名簿と突合（※）し、登録の有無を確認し、「投票区」を入力するとともに、署名者の重複を確認
※ 選挙人名簿との突合において、(1)の署名者の「住所」と相違する場合は、「署名欄の住所と選挙人名簿の住所が異なる場合には選挙人名簿の住所等」を入力
- (3) 「①選挙人名簿に登録されていない」に該当する者の中、署名収集期間前に死亡している者を確認
- (4) 署名簿を見ながらその他の項目を確認
- (5) 調査終了後、署名調査表中「投票区」「委任状の内容」「署名欄に書かれた内容」「選挙人名簿の記載と異なる場合には選挙人名簿の住所等」（※）の情報を削除
※ これらの情報については、必ずしも入力を要しないため、別に効率的に作業できる方法があれば、その方法によって差し支えない。

3 各調査項目

(1) 委任状

- ・ 「委任状が添付されている」については、署名簿に委任状の様式が添付されているものについて「1」を入力する。ただし、受任者欄が空欄又は受任者欄が抹消されているもの（×印）等は、委任状は添付されていないものとする。

(2) 受任者

- ・ 「選挙人名簿に登録されていない」については、受任者が選挙人名簿に登録されていない場合に「1」を入力する。
- ・ ただし、調査時において選挙人名簿に登録されていなくても、署名収集時に選挙人名簿に登録されれば、当該署名簿及び署名は有効であることから、この場合は選挙人名簿に登録されているものとすること。
選挙人名簿に登録されていないことが確認された場合においても、(3)以降の項目について確認すること。

(3) 署名簿

- 「簿冊が無効であると判断される」については、事務資料 9 ページから 11 ページまでを参考に、署名簿の簿冊の確認を行い、無効であると判断される場合は「1」を入力するとともに、備考欄にその内容を記入する。

なお、実地調査や証人尋問を行うことなく無効であると認められるものだけを入力すること。

簿冊が無効であると判断した場合においても、(4)の項目について確認すること。

(4) 署名

- 「① 選挙人名簿に登録されていない」については、選挙人名簿と突合した結果、その氏名が発見できない場合に「1」を入力する。

ただし、住所移転等により他の投票区の選挙人名簿に登録されていることもあることから、住民基本台帳により前住所地（選挙人名簿に登録されている住所）の調査をすること。この場合は、必要に応じて「署名欄の住所と選挙人名簿の住所が異なる場合には選挙人名簿の住所等」欄にその内容を入力すること。

選挙人名簿に登録されていないことが確認された場合においても、①' 以降の項目について確認すること。

- 「①' ①のうち署名収集期間前に死亡している者」については、①での調査等により令和 2 年 8 月 25 日（解職請求代表者証明書を交付した日）より前に死亡している者であることを確認できた場合は「1」を入力する。

ただし、生年月日が明治生まれ、大正生まれ、昭和 1 衍生まれと記載されている場合は必ず確認すること。

- 「② 署名の内容が重複」については、同一人の署名のうち一番若い整理番号を入力する。

- 「③-1 同一人が署名したと認められる」については、複数の署名に渡り、同一の筆跡と認められる場合に、その中の一番若い整理番号を入力する。

なお、同一の筆跡かどうかの判断は、必ず複数の職員で行うこと。

また、署名年月日、住所、生年月日が本人の自署でないものであっても、氏名が自署であれば当該署名は有効であることに留意する。

- 「③-2 同一人が押印（捺印）したと認められる」については、複数の署名に渡り、同一の押印が押されていると認められる場合に、その中の一番若い整理番号を入力する。

なお、同一の押印かどうかの判断は、必ず複数の職員で行うこと。

- 「④ その他」については、事務資料 14 ページから 17 ページまでを参考に、該当する項目に「1」を入力する。その他有効と認められない署名については、(7) にその具体的な内容を記入する。

なお、自己の署名でないと申出があった場合はこの項目にその旨記入すること。

(5) その他

- 備考欄には、(3)において署名簿が無効であると判断される場合にその内容を記入するほか、自己情報開示請求があったものについてはその旨記載し、その他参考となる事項があれば記入する。

署名調査表

整理番号	投票区	署名簿 番号	署名番号	委任状が添付されている (該当する場合は1を記入)	委任状の内容				署名簿に書かれた内容				調査結果													備考
					住所	生年月日	氏名	委任月日	選舉人名簿の住所と選舉人名簿の住所が異なる場合には選舉人名簿の住所等	選舉人名簿に登録されていない (該当する場合は1を記入)	選舉人名簿が無効であると判断される (該当する場合は1を記入)	選舉人名簿に登録されていない (該当する場合は1を記入)	①のうち署名収集期間前に死亡している者 (該当する場合は1を記入)	②署名の内容が重複 (整理番号を記入)	③-1 同一人が複数名したと認められる (整理番号を記入)	③-2 同一人が押印(捺印)したと認められる (整理番号を記入)	④その他(該当する場合は1を記入)							有効な署名と認められないもの ※入力不要		
合計																										
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										
32																										
33																										
34																										
35																										
36																										
37																										
38																										
39																										
40																										
41																										
42																										
43																										
44																										
45																										
46																										
47																										
48																										
49																										
50																										

質疑応答一覧

1 全般事項

No.	質 疑	回 答
1	・いつ時点の選挙人名簿で確認するのか。	・直近となる12月1日定時登録の選挙人名簿により確認してください。
2	・年内に調査を終えることができなかつた場合、12月28日時点の暫定報告をするべきか。	・暫定報告は不要です。
3	・調査中の期間に、請求代表者から署名簿の返付を求められた場合、どのように対応すべきか。	・調査の結果によっては地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定される。その場合、署名簿は証拠物件となることから、県からの指示があるまでは署名簿の返付には応じないこと。 ・リコールの会に対しては、県選管からその旨を伝達している。
4	・調査結果について、報道機関等から照会があれば公表してもよいか。	・調査の結果によっては、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されることから、県からの指示があるまでは外部への公表は行わないでください。
5	・調査の開始や回答に当たり、選挙管理委員会の議決は必要か。	・議決をとることが望ましいと考えるが、そうでない場合であっても、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されることを踏まえ、事務局職員の独断で行うのではなく、選挙管理委員会の確認を経た上で対応していただくようお願いしたい。
6	・「委任状の内容」や「署名欄に書かれた内容」の記入は必須か。	・必須ではない。網掛けの部分は調査終了時に削除し、県選管に報告していただくため、当該欄は確認作業の必要に応じて利用いただければよい。
7	・選挙人名簿に二重登録されている可能性がある場合、前住所地の選管に照会する必要はあるか。	・今回の調査においては、前住所地の選管への照会は不要とします。

2 調査項目

(1) 委任状

No.	質 疑	回 答
1	・受任者の氏名等が記載されているが、委任者(請求代表者)の欄が「×」等で取り消されている場合はどうすべきか。	・委任状を取り消す意図があると判断できる限り、「委任状が添付されている」は空欄としてください。

(2) 受任者

No.	質 疑	回 答
1	・受任者の生年月日の記載がない場合は無効と判断してよいか。	・請求代表者が誰に委任をしたのかを確認し得る限りにおいて、直ちに無効とはいえない。

(3) 署名簿

No.	質 疑	回 答
1	・受任者が選挙人名簿に登録されていない場合は、同時に「簿冊が無効であると判断される」と思われるが、両方のセルに「1」を記入すべきか。	・受任者の「選挙人名簿に登録されていない」のみに「1」を記入してください。 ・受任者の「選挙人名簿に登録されていない」は事務資料10ページの第43(1)イ(7)受任者の審査、「簿冊が無効であると判断される」は事務資料10ページの第43(1)イ(1)簿冊の審査により確認された結果を記入してください。

(4) 署名

No.	質 疑	回 答
1	・他の無効事由に該当する場合でも、①「選挙人名簿に登録されていない」を確認しないといけないか。	・①「選挙人名簿に登録されていない」及び①「①のうち署名収集期間前に死亡している者」の情報は必要であると考えているため、確認を省略することはできない。
2	・①「①のうち署名収集期間前に死亡している者」について、明治生まれ、大正生まれ、昭和1生まれは必ず確認することとなっているが、その理由は何か。	・85歳以上を目安として設定したため。
3	・①「①のうち署名収集期間前に死亡している者」については8月25日より前に死亡した場合とあるが、例えば9月1日に死亡した人が9月10日に署名しているような場合はどうか。	・④(7)「その他」に入力してください。
4	・住所が古い住所（区画整理前の住所等）である場合、無効と判断できるか。	・古い住所が記載されていたとしても、他の情報により何人（なんびと）であるかを確認できる限り、直ちに無効とはいえない。
5	・同一筆跡の署名が多数あるが、それらについても選挙人名簿と照合する必要があるか。	・不備のある署名の状況を把握したいため、無効事由が1つあったとしても、他の無効事由の確認は行ってください。
6	・③-1「同一人が署名したと認められる」、③-2「同一人が押印（捺印）したと認められる」については一番若い番号を記入することとされているが、全署名を通して同一かどうかを判断することは困難である。	・同一人がしたと認められる署名又は捺印が、連続する署名簿にある場合、その中の一番若い整理番号を記入してください。 ※不連続の署名簿から“同一人がしたと認められる署名又は捺印”を判断することは不要とします。

No.	質 疑	回 答
7	・同一人が署名したかどうかを市区町村選管で判断することは困難である。	・通常の審査において現地調査又は証人尋問が必要と思われる程度に筆跡が類似していると複数の職員が判断した場合は、③-1「同一人が署名したと認められる」に記入してください。
8	・②「署名の内容が重複」の場合、重複分については一番若い整理番号のセルを空白とし、それ以外のセルに一番若い整理番号を記入することとされているが、一番若い整理番号の署名は他に無効事由があり、それ以外の署名には無効事由がない場合には、無効事由がない方のセル（1つのみ）を空欄としてよいのか。	・今回の調査は、全体としての傾向等を把握することが目的であるため、一番若い番号のセルを空欄とし、それ以外のセルに一番若い番号を記入すればよいこととしているが、お問合せの方法によることも問題ない。
9	・旧姓が記載されている署名は、選挙人名簿に登録されていないと判断できるか。	・署名簿の他の記載事項から本人の署名と確認できる限り有効（昭 27. 11. 15 実例）
10	・代筆者欄の不備で無効と判断された場合、調査表への記載はどうにすべきか。	・④(7)「その他」に入力してください。
11	・署名者の住所の一部がカタカナで書いてあるものを有効としてよいか。	・選挙人名簿と照らし、何人であるか確認できる限り、直ちに無効とはいえない。 なお、平仮名、片仮名、ローマ字による署名も有効である。
12	・捺印と判断しにくいものがあった（単なる赤い丸）が、どのように報告すべきか。	・印影は判読できることを要するため、判読できないものは④(4)「印なし」として整理してください。
13	・番地の記載がないものや、地番が換地前のものであるなど、無効とまでいえないが、明らかに誤りがあるものは「備考」に記入すべきか。	・「備考」欄は、署名簿が無効の場合、自己情報開示請求があった場合、その他参考となる事項がある場合に記入していただくこととなるが、お問い合わせの内容であれば記入は不要です。
14	・自己情報開示請求された方から、当該署名は自己の署名ではないとの申出があったが、無効事由に該当するか。	・④(7)「その他」に「自己の署名でない申出あり」と記入してください。